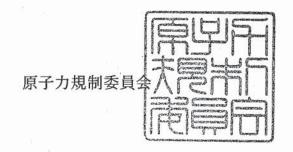
原規規発第1907034号 令和元年7月3日

原子力委員会 殿



京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認(研究用原子炉の変更)に関する意見の聴取について

上記の件について、平成31年4月25日付け19京大施環化第15号をもって、国立大学法人京都大学 京都大学学長 山極壽一から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第26条第1項及び第76条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書(研究用原子炉の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する 法律に規定する承認の基準への適合について(案)

平成31年4月25日付け19京大施環化第15号をもって、国立大学法人京都大学 京都大学学長 山極壽一から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第26条第1項及び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書(研究用原子炉の変更)に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的(一般研究、材料照射、放射性同位元素生産、 開発研究、医療照射及び教育訓練)を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、わが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を 締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省(DOE)に引き渡す方針 に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。